

平成 29 年 6 月 11 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285027

研究課題名(和文) 家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証

研究課題名(英文) Consensual solution of family matter and verification of functions of family mediation

研究代表者

二宮 周平 (NINOMIYA, SHUHEI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40131726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,500,000円

研究成果の概要(和文)：親の別居・離婚に際して子の利益を守るためには、離婚の協議あるいは家事調停に入る前に、離婚が子に与える影響を親が適切に認識し、親が子に離婚と離婚後の生活について子に話すことが不可欠である。親がこうしたガイダンスを受ける機会を提供すること、協議あるいは調停で合意した内容、特に面会交流について専門的な第三者機関が支援すること、韓国、台湾のように、家庭裁判所と諸機関、専門家とのネットワーク構築が必要である。

研究成果の概要(英文)：In order to protect children's interest at separation or divorce of parents, it is indispensable to understand influences of children suffered from parent's divorce and to talk their own children about divorce or life after divorce by parents before family mediation. It is necessary to offer a chance of these parent's guidance, to performing their agreement, especially access of parent and children by the spacial group, to construct networks between family court and special groups or specialists as Korea and Taiwan.

研究分野：家族法

キーワード：家事調停 メディエーション 合意形成 面会交流支援 子の意思の尊重 子どもへの情報提供 協議
離婚 家族の多様性

1. 研究開始当初の背景

子の監護問題を含む父母間の紛争は、高葛藤の傾向が顕著であるが、紛争に巻き込まれた子の利益保護の観点からは、両親の合意による解決が安定的で最良と言われる。ヨーロッパにおいて、このような事後の当事者間の良好な関係を築くことができる解決手法として、メディエーション制度の開発と整備が進んでいる。裁判手続に関して、特にドイツではコッヘム・モデルにより裁判手続自体の中で合意による紛争解決という手法が開発され、未成年の子の監護紛争の解決制度として定着してきている。韓国のように協議離婚を認めている国でも、離婚意思確認手続の前に、家事調査官による親教育(子女養育案内)などにより面会交流、養育費の分担について適正な合意形成を導く制度化が行われている。国際的に子の保護という視点の重視から解決モデルの多様化が進んでいる。

日本の場合、従来の協議離婚、調停離婚、裁判離婚という制度形式による分類が一般的で、紛争の実体に適合した紛争解決制度、子の利益を重視した合意による解決支援という機能的な視点からの検証が充分ではない。特に家裁の家事調停が大きな役割を果たしているが、適切な紛争解決という機能面での国際比較からは、家事調停への一極集中が過度であり、機能的な検証をなすべき段階にある。例えば、ハーグ子の奪取条約の実施に伴う国際的な子の引渡紛争、面会交流紛争の合意による任意的解決に家裁の家事調停は現状では適合できていない。

2. 研究の目的

子の監護問題(親権・監護権の帰属と行使、面会交流、養育費分担など)を含む家事紛争は、両親間の紛争に巻き込まれる子の利益を保護する観点からは、子との面会交流の実施や、子の養育環境の安定のために両親間の合意による解決が望ましい。日本では実際には家裁の家事調停にほぼ一元化されているが、協議離婚が離婚の約87%であり、協議離婚においても子の養育環境を安定化させる合意形成が不可欠であり、両親間の葛藤の程度に応じた合意解決の手法の整備が求められる。同時に、家族法が合意による自由な家族関係形成の幅を制約している部分について、紛争解決制度の整備と併行して検討する。家事事件当事者の合意による解決を促進するために、子の意思の尊重と当事者支援の観点から家事調停・メディエーション機能を検証する。

3. 研究の方法

合意による家事紛争解決の制度化は国により異なっている。日本に应用可能な制度を制度の国際比較の中から築いていくため、米国、オーストラリア、韓国、台湾、ドイツ・オーストラリアなどの国における多元的な家事紛争解決制度について調査を行う。

調査方法として当該国に出張し、訪問調査する方法と、当該外国の研究者若しくは実務家を招聘し報告をしてもらう方法とを併用したい。臨床心理学の研究者及び実務家の他、家族法実務に関して、家族法弁護士、弁護士会の国際家事メディエーション機関の関係者、FPICなど面会交流支援団体の関係者を連携協力者に迎えて、各分野と協力して共同研究会、訪問調査などの方法を併用する。

期間中に期すべき成果を単位として研究組織(チーム)を編成する。各チーム毎に年度毎に研究調査の計画に従い、調査研究を実施する。各チームの研究計画を全体的に構成し、企画する統括チームを編成し、研究進行の全体的なバランスを図る。

チーム編成は、(1)家事調停・当事者支援検討班、(2)家族法制度検討班、(3)国際的家族紛争班である。

4. 研究成果

(1)海外訪問調査として、2014年6月23~24日、韓国大田家庭法院、ソウル夫婦青少年家族相談所、2015年3月24~27日、米国ロザンゼルス(メディエーター養成プログラム、アジア人を対象としたメディエーション、カリフォルニア州副法務長官オフィス~ハーグ子の奪取条約関係)、アリゾナ州ツーソン(ファミリーセンター)2016年2月17日~20日、ソウル(養育費履行管理院、ソウル家庭法院義務的面談相談員、面接交渉センター支援員ヒアリング)2016年8月30日~9月2日、ソウル(家事専門弁護士、家事調停委員、ソウル家裁裁判官・調査官ヒアリング)11月23~25日、台湾(子どもの付添いや面会交流支援を行っている民間団体、新北地方法院家事庭)である。

(2)公開のシンポジウム研究会として、2014年11月16日「協議離婚における当事者支援システム」(韓国からソウル家庭法院・宋賢鍾専門調査官を招聘)2015年2月28日「家事調停における合意解決の促進」(小田耕治家事調停委員(元裁判官)による同席聴取の試み等)2015年7月18日「離婚紛争の初期対応の現状と課題~親と子どもへの情報提供と相談対応」(宋賢鍾専門調査官を招聘)2015年11月29日「面会交流支援団体フォーラム2015」(全国の17支援団体が報告)2016年2月7日「一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会へ向けて~日本の現状と課題」を開催し、3年間の共同研究の成果公表として、2017年2月11日、国際シンポジウム「家族紛争の合意解決と家事調停の機能~韓国、台湾、日本の比較を通じて」(韓国から林裁判官、宋調査官、台湾から林教授、張裁判官を招聘)を開催した。

(3)3年間の成果公表として、5〔図書〕記載の編著『子どもと離婚~合意解決と履行の支援』、『面会交流支援の方法と課題~別居・離婚後の親子へのサポートを目指して』を刊行した。前者は共同研究のメンバーが主体と

なり、後者は(2)記載の2015年11月29日のシンポジウムに協力いただいた各地の面会交流支援団体の関係者が中心となったものである。

関連して、親の離婚紛争の渦中にある子への情報提供の重要性から、家裁調査官と協働して、パンフレット『子どものためのハンドブック 親の別居・親の離婚』を、調停事件で難事案となる国際結婚の離婚について、協議離婚の問題点を外国人配偶者に認識してもらう必要性から、とよなか国際交流協会に協議離婚問題研究会を立ち上げ、パンフレット『離婚アラート』を作成した。両方ともウェブ掲載、後者は動画配信も行っている。

(4)家事調停で当事者による合意解決を促進するためには、調停前の入口の段階で、離婚が子に与える影響、子を含む法的な問題点等の情報提供が不可欠である。ツーソンでは、義務的親教育がファミリーセンターで実施され、韓国では離婚案内(子女養育案内)として協議離婚をするすべての当事者に家庭法院内での受講を義務づけている。日本でも、調査官を中心に親プログラムが作成され、調停前のガイダンスに取り組む家裁が増えてきた。協議離婚においても、明石市のように窓口でのパンフレット配布と相談対応が始まっている。

本研究は、家事紛争の初期対応として、こうした取組の意義と実情を紹介した。上記のような取組に多少とも影響を与えたものと自負している。また親だけではなく、親の離婚に直面する子が自己の意見を表明するために、心理的、法的な情報を得る必要があることから、(3)のハンドブックを作成した。子を権利主体と位置づけ、子が自身で親の別居・離婚を乗り越えるための1つのツールとなることを期待している。

さらに調停成立後の出口の段階では、高葛藤のため当事者で履行が難しい面会交流について、第三者機関のサポートが不可欠である。こうした支援団体の取組の現状を紹介するとともに、シンポジウムを介して団体間の緩やかなネットワークを築くことができた。なお養育費分担の履行のために、韓国は養育費履行管理院を立ち上げ、取立て代行をしている。出口のサポートがあって、初めて調停や当事者の協議を通じた合意解決が可能になる。日本では養育費の履行支援が不十分である。

家事調停による合意解決を促進するためには、自己完結的な調査官調査に頼るのではなく、社会福祉機関、民間の面会交流支援団体、臨床心理士等専門家との連携が必要である。韓国、台湾もこの点で、日本より積極的に連携を進めている。

以上のように日本の制度にはなお改善すべき課題が多い。今後も、これまでの成果を発展させる研究を継続していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計45件)

- (1) 佐々木健「子の利益に即した手続代理人の活動と家事紛争解決」、立命館法学、無、369・370号、2017、211-236
<http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/cg/law/lex/16-56/008sasaki.pdf>
- (2) 二宮周平「離婚における合意形成支援」、家庭の法と裁判、無、5巻、2016、28-31
- (3) 二宮周平, 金成恩「義務面談、面会交流センターと養育費履行管理院～離婚紛争解決の入口と出口に関する韓国の新展開」、戸籍時報、無、741号、2016、11-22
- (4) 二宮周平, 松久和彦「面会交流支援団体の実情と公的な支援」、戸籍時報、無、735号、2016、35-44
- (5) 二宮周平「家族～多様性の承認と家族観の転換」法の科学、無、46号、2015、46-55
- (6) 二宮周平「面会交流の意義と支援の新たな取組み」、戸籍時報、無、729号、2015、2-9
- (7) 金成恩「韓国における取組みの現状と日本への示唆」、法と心理、無、15巻1号、2015、84-89
- (8) 金成恩「第三者のかかわる生殖補助医療の法制化のための提言」、法学研究(韓国園光大学法学研究所)、有、31巻3号、2015、249-266
- (9) 二宮周平「別居・離婚後の親子の交流を支援する仕組みの追求～韓国・カナダ調査を参考に(3・完)」、戸籍時報、無、710号、2014、2-12
- (10) 松久和彦「ヨーロッパにおける家族法の調和の試み:ドイツとフランスの夫婦財産制に関する条約の紹介」、香川法学、無、34巻1・2号、2014、1-41
<http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/27622>

〔学会発表〕(計37件)

- (1) 二宮周平「家族法からみた離婚紛争と子ども」、法と心理学会、2016年10月15日～16日、立命館大学いばらきキャンパス(大阪府・茨木市)
- (2) 金成恩「離婚紛争における子の心理への配慮～子どものための協議の促進」、法と心理学会、2016年10月15日～16日、立命館大学いばらきキャンパス(大阪府・茨木市)
- (3) 二宮周平「韓国における離婚紛争解決プロセス～合意解決と履行の支援」、第5回離婚実務研究会、2016年3月23日、立命館大学大阪梅田キャンパス(大阪府・大阪市)
- (4) 二宮周平「離婚調停における親教育(ガイダンス)の必要性と課題」、神奈川県家事調停協会合同研修会、2016年2月13

日、かながわ労働プラザ(神奈川県・横浜市)

- (5) 松久和彦「ウィーンの訪問カフェ～実情と財政的支援」、面会交流支援団体フォーラム 2015、2015年11月29日、立命館大学朱雀キャンパス(京都府・京都市)
- (6) 二宮周平「親の離婚と子どもの権利」、日本心理研修センター平 27 年度秋季研修会 2015 年 11 月 22 日、ホテル磯山会館会議室(東京都・文京区)
- (7) 二宮周平「日本における同性カップルの権利保障に向けた課題」、日本ジェンダー学会・日本学術会議法学委員会 LGBTI 分科会主催公開シンポジウム、2015 年 9 月 19 日、奈良女子大学(奈良県・奈良市)
- (8) 二宮周平「親教育のあり方と子どもへの情報提供」第 3 回養育支援制度研究会シンポジウム「離婚紛争の初期対応の現状と課題～親と子どもへの情報提供と相談対応」、2015 年 7 月 18 日、立命館大学朱雀キャンパス(京都府・京都市)
- (9) 金成恩「第 3 者の関わる生殖補助医療における問題と今後の課題」、韓中日生命科学と法シンポジウム、2015 年 5 月 12 日、益山市(韓国)
- (10) 二宮周平「離婚紛争の合意による解決の支援と子の意思の尊重」、家事法制シンポジウム「離婚紛争の当事者と子どもの支援に向けて」2015 年 2 月 14 日、大阪弁護士会館(大阪府・大阪市)
- (11) 金成恩「韓国における子の氏の決定ルール ジェンダーの視点からの検討」、ジェンダー法学会第 12 回学術大会、2014 年 12 月 6 日、奈良女子大学(奈良県・奈良市)
- (12) 佐々木健「家事事件における子の意思特に面会交流について」、平成 26 年家庭裁判所調査官研修、2014 年 9 月 25 日、函館家庭裁判所(北海道・函館市)
- (13) 二宮周平「いま家庭裁判所に求められる役割と機能の充実」(パネリスト)、日本弁護士連合会主催第 26 回司法シンポジウム、2014 年 9 月 20 日、弁護士会館(東京都・千代田区)
- (14) 二宮周平「面会交流の合意形成とその支援～国際的面会交流を含む」、第 19 回日韓家族法学会、2014 年 6 月 20 日、釜山市(韓国)

〔図書〕(計 10 件)

- (1) 二宮周平(編)・増田卓美・桑田道子・高島聡子・澤井俊穂・光本歩・能登啓元・宮崎昭夫、『面会交流支援の方法と課題～別居・離婚後の親子へのサポートを指して』、法律文化社、2017、230 頁(2-27.73-107.202-203.206-209)
- (2) 二宮周平・渡辺惺之(編)・パトリック・パーキンソン・長田真理・古賀絢子・宋賢鍾・福市航介・佐々木健・松久和彦・エーベルハルト・シュテーター・フォル

カ・ビスマイヤー・ペーター・ベーム・金成恩・村本邦子・小田耕治・ブリギッド・カップ・狭間巨勝・桑田道子・山口恵美子、『子どもと離婚～合意解決と履行の支援』、信山社、2016、456 頁(32-61.180-185.268-305.321-331.346-349)

- (3) 二宮周平、榊原富士子『離婚判例ガイド〔第 3 版〕』、有斐閣、2015、332 頁(31-88.179-185.235-262.282-283)
- (4) 二宮周平「家族法～同性婚への道のりと課題」三成美保(編)『同性愛をめぐる歴史と法～尊厳としてのセクシュアリティ』、明石書店、2015、417 頁(122-147)
- (5) 二宮周平・渡辺惺之(編)・片山登志子・上野はるみ・池田清貴・村本邦子・中村正・桑田道子・新川明日菜・山口亮子・高杉直・長田真理・金成恩・古賀絢子・松久和彦・佐々木健・榊原富士子『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』、日本加除出版、2014、381 頁(2-24.266-278.367-380)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

二宮 周平(Ninomiya, Shuhei)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 40131726

(2) 研究分担者

櫻田 嘉章(Sakurada, Yoshiaki)
甲南大学・法学(政治学)研究科(研究員)・教授
研究者番号: 10109407
佐々木 健(Sasaki, Takeshi)
専修大学・法学部・准教授
研究者番号: 00556764
松久 和彦(Matsuhisa, Kazuhiko)
近畿大学・法学部・准教授
研究者番号: 90550426
金 成恩(Kim, SUNGEUN)
立命館大学・グローバルイノベーション研究機構・研究員
研究者番号: 00723884

(3) 連携研究者

村本 邦子(Muramoto, Kuniko)
立命館大学・応用人間科学研究科・教授
研究者番号: 70343663
中村 正(Nakamura, Tadashi)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号: 90217860
酒井 一(Sakai, Hajime)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号: 70248095
高杉 直(Takasugi, Naoshi)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号: 60243747
長田 真理(Nagata, Mari)

大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：10314436

(4)研究協力者

渡辺 惺之 (Watanabe, Satoshi)

弁護士

小田 八重子 (Oda, Yaeko)

元岡山家裁所長、現 FPIC 大阪ファミリー
相談室代表

桑田 道子 (Kuwata, Michiko)

Vi-Project 代表

福市 航介 (Fukuichi, Kosuke)

弁護士

片山 登志子 (Katayama, Toshiko)

弁護士、家事調停委員

榊原 富士子 (Sakakibara, Fujiko)

弁護士